

## 『電気用品安全法の概要と EMC 講座』開催のご案内

1) 「電気用品安全法の概要と EMC 講座」

2) 電気製品の製造・輸入を行うにあたっては、製品の安全性を確保するため、電気用品安全法で求められる技術基準への適合、表示などの義務を果たす必要がありますが、十分に義務が履行されていないケースも見受けられます。技術基準不適合などの違反が確認されると、改善命令や行政指導などの行政処分が行われ、製品の販売停止及び自主回収に至ることも考えられます。

この講座では、電気用品安全法の目的、電気用品を製造・輸入する事業者が遵守すべき義務や行うべき手続きなどの概要について、事例を交えながら解説いたします。また、同法における EMC 関連の規制について最新動向も交えながら掘り下げて解説いたします。

3) 配信期間：令和3年7月26日（月）9：00～8月6日（金）17：00

4) 開催形式：インターネット配信（事前収録）

※受講条件として、島根県内に事業所を有する企業等であること

5) 詳細、お申込みに関しましては当財団ホームページをご覧ください。

H P： <https://www.joho-shimane.or.jp/purpose/human/6106>

【問い合わせ先】

(公財) しまね産業振興財団 経営支援課 担当：布野・新宮

〒690-0816

島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

TEL：0852-60-5115

FAX：0852-60-5116

E-mail：ihrd@joho-shimane.or.jp